



2020年9月13日

**京都国際調停センター(JIMC)を運営する公益社団法人日本仲裁人協会(JAA)と  
シンガポール国際調停センター(SIMC)は、  
JIMC-SIMC Joint Covid-19 Protocol に関する覚書を締結しました。**

京都国際調停センター(JIMC)を運営する公益社団法人日本仲裁人協会(JAA)とシンガポール国際調停センター(SIMC)は、このコロナ禍において、日系企業とシンガポール系企業を主たる対象に、オンラインによる迅速かつ効果的な国際商事紛争解決を可能とする JIMC-SIMC Joint Covid-19 Protocol に関する覚書に9月12日に署名しました。

JIMC-SIMC Joint Covid-19 Protocol は、コロナ禍でのオンラインによる迅速かつ効果的な国際商事紛争解決を目指して、国際的な紛争解決機関が国を越えて連携する、世界初の試みです。SIMC にとっても、本年5月の SIMC Covid-19 Protocol 開始後、初の海外調停機関との連携となります。

コロナ禍で、世界中の契約やサプライチェーンなどに関する企業間の衝突や紛争が発生しています。調停手続きは、裁判や仲裁といった時間と費用のかかる手続きとは異なり、迅速で経済的かつ効果的な方法で、このような企業間の国際紛争の解決を支援します。また調停手続きでは、当事者の納得に基づいて紛争が解決されるため、価値ある友好的なビジネス関係を損なうこともありません。このように調停は、企業にとって、コロナ禍による甚大な悪影響を可能な限り回避するために検討すべき第一の選択肢となります。

加えて、9月12日のシンガポール国際調停条約の発効により、シンガポール、サウジアラビアを含む同条約を批准した国・地域において、和解合意の強制執行が可能となりました(現在、アメリカ、中国、インド、韓国など53カ国が同条約に調印しています)。国際連合国際商取引法委員会も、国境を越えた紛争を解決するために企業が取り得る重要な手段として、調停の役割を強調しています。

JIMC-SIMC Joint Covid-19 Protocol に関する JIMC と SIMC との提携により、コロナ禍における日系企業やシンガポール系企業の国際商事紛争の迅速かつ効果的な解決が、更に促進されるものと考えられます。なお、本年11月20日、JIMC 設立の2周年の日に JIMC-SIMC Joint Covid-19 Protocol の正式発足記念式典を開催する予定です。

JIMC-SIMC Joint Covid-19 Protocol の主な内容は以下の通りです。



- a. 調停申立ては、JIMC や SIMC に対してオンラインで簡単に行うことができ、申立費用もわずか 20,000 円または 250SGD です。また JIMC と SIMC は共同で調停手続きを管理します。
- b. 経験豊富な 2 人の調停人(各センターが 1 名を選任します)が、国際商事紛争の解決を促進します。たとえば日系企業と外国企業との調停の場合、日本と当該外国のそれぞれの法的および文化的背景に精通した調停人を、JIMC と SIMC のそれぞれの調停人リストから任命することも可能です。
- c. 費用面においても調停手続きは使いやすいものになっています。たとえば紛争価値が 1 億円以下であれば、一当事者当たりの費用はわずか 50 万円です（下記参照）。
- d. 現在の世界的な移動制限に対応して、すべての手続きはオンラインで行われます。
- e. シンガポール国際調停条約批准国内においては、調停合意を執行することが可能になります。

### 手数料表

下記各 Table は、JIMC-SIMC Joint Covid-19 Protocol に定めた条件下で適用されます。JIMC に申立てる場合は Table1、SIMC に申立てる場合は Table2 を参照下さい。

**Table 1:**

| 紛争価値      | 1 当事者当たりの費用（日本円）        |
|-----------|-------------------------|
| 1 億円以下    | 50 万円                   |
| 1 億円～5 億円 | 紛争価格の 0.5%（但し上限 100 万円） |
| 5 億円以上    | 紛争価格の 0.2%（但し上限 125 万円） |

**Table 2:**

| Dispute Value (SGD) | Total fee payable per party (SGD)                     |
|---------------------|---|
| Below SGD 1.3M      | SGD 6,500   |
| SGD 1.3M～6.5M       | 0.5% of Dispute Value, subject to a cap of SGD 13,000 |
| Above SGD 6.5M      | 0.2% of Dispute Value, subject to a cap of SGD 16,000 |



詳しくは下記までお問い合わせください:

京都国際調停センター

事務局長 弁護士 西原和彦

TEL: 075-744-6032

E-mail: [office@jimc-kyoto.jp](mailto:office@jimc-kyoto.jp)